

いう強い国民へのメッセージが必要であると考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。
○麻生国務大臣 おっしゃるとおり、ジャネット・イエレンという方とこの三週間に二回ぐらい電話で話をしておりますけれども、今おっしゃったように、今の財政出動というものを切り上げて財政再建とか均衡とかいうことに走る気はない、アメリカの方策としてははっきりしております。同様に、ドイツ、イギリス、フランスも同じ方向で事は動いております。

直ちに今、経済としては金融緩和の方向をしばらく続けるということで中小企業等々に対する支援というものをやっつけていこうとしていることは確かだと思っておりますので、日本がこれまでやってきたものと同じような方向に事は動き始めて、新しい政権においてもその方向でいくということをはっきりさせたんだと思っております。これは、他の国もみんな聞いていたと思っております、それは、それなりに、そういう方向で受け止めていこうと思っておりますけれども、いずれにしても、日本の場合も同様に、今、少なくともアメリカの場合、日本と違いますが、コロナによる死亡者が五十万人を超えておりますから、日本のように五十人と五十万では桁が二つぐらい違いますので、そういった意味では、影響というのは、私どもの受ける感じというのは大分違うと思っております。

そういう意味では、私どもとしては、今後とも、日本の中において民需主導で、このポストコロナというのを見えてきた今の段階においては、民需主導でこれを行っていくために当たりまして、少なくとも、規制の緩和とか技術の革新とか、いろいろな形で経済構造の転換等々によって、いわゆる潜在成長力を高めていくという方向で私どもとしては経済の後押しをしていくということが大事なのであって、経済、今のところ金融等々で資金繰りの話等々が主なところになっておりますけれども、その資金繰りも、少なくとも新しいものに対する投資、デジタルトランスフォー

メーションなんかに対する投資、そういったものへの新しい分野にということに金が使われていく、設備投資がなされていくという方向に私どもとしては後押ししてまいりたいものだと思っております。
○長谷川委員 消費税減税には踏み込まないといふふうな御答弁というふうな解釈いたしましたけれども、我が党も含めて、期限付きの消費税減税を今こそやるべきだという声は大きいし、また、国民に世論調査をしたとしても、これについての賛同者が多いということはあるのではないのでしょうか。

これについてはここにどめますけれども、最後の部分で追加して大臣にお伺いしたいと思っておりますが、先ほど、中小企業を救うということが、これから五年後、十年後、また大きな効果を発揮する、このまま放置することはありませぬけれども、このままの状態、今の状況での支援をすることによって受ける日本企業のダメージは、シンクタンクのような資料によると、今後十年以上は尾を引くのではないかとというふうな試算もありません。

こういった中で、一つには、中小企業の粗利に対して、全額ではなくても、倒産させないという部分で一定額を的確に補助をする。また、生活困窮者には、もう一年以上たつてきているわけですから、きめ細かい対応で。先ほど、不正受給の話が昨今テレビ等でも報道されました。タクシーに乗ってもそんな話がされまされけれども、そういったことは厳に出さない。こういったことで、本当に必要な人たちに支援が行き渡るように御要望申し上げて、大変失礼かもしれませんが、もう一度、この日本の経済を守るお立場の大臣の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 今後、日本でのポストコロナになりましても変わらないものの一つは、人口の減少、少子高齢化ということで、生産性、生産人口が激減していくということですが、これは避けて通れない現実でありますので、少

なくとも、そういう中であつて、民需主導で経済成長というものを現実させていくためには、いわゆる規制改革とかいろいろなことをやっつけていかねばなりませんので、中小企業等々、それに合った体質改善をやる努力を自らもしてもらわなければ、避けて通れぬところだと思っております。これは大企業でも同じだということだと思っております。

そういった意味で、きちんとそういうことをやらぬと潜在成長率が伸びていきませんので、そういったことにならうと思っております。企業や家計の不安に対処するために、いわゆる万全の守りの施策と新たな時代に向かつての攻めの施策と両方をやっつけていかねいかぬところだと思っておりますので、経済財政運営というものに関しましては、その両面をにらんでやっつけていかねばならぬと思っております。

○長谷川委員 御答弁ありがとうございます。そのように、こういった状況で、支援をしても支えられない淘汰される宿命の方たちは多いですし、この逆境をチャンスにして、様々な支援策をまた受け入れながら更に次の時代に向けて伸びるような企業も出てくるということは大いに期待できますし、その辺は共感できる部分でございませぬ。

時間の関係がありまして、これは要望だけにとどめますけれども、最後の質問として、二〇二〇年十二月四日に立憲民主党税制調査会長の方から税制改正への提言、そして昨年の十二月十日には政調会長からの談話も述べられております。二〇二三年度導入予定の適格インボイス制度等々を含めて様々な提言が出されておりますが、採用され、評価された部分も多岐にわたりますけれども、残念ながら導入されていない部分が多くございます。この辺をしっかりと対応していただきたいと思います。よう御要望申し上げます。私の質問を終わります。

○越智委員長 次は、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。本日二月十六日から始まった確定申告について質問をいたします。昨年、新型コロナウイルスの影響を受けて、申告期限が延長されました。緊急事態宣言下で始まる今年の確定申告についても、四月十五日まで延長されることとなりましたが、その理由については、麻生大臣、説明していただけるでしょうか。
○麻生国務大臣 本年の二月の二日に緊急事態宣言の延長というものが決定をされておりますので、その期間が令和二年分の所得税の確定申告期間と重なるということを踏まえまして、十分な申告期間を確保して確定申告されることの会場等々で混雑回避の徹底を図るなどの観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税等の申告期限、納付期限について、全国一律、令和三年四月十五日までに延長することとしたということでありませぬ。

○清水委員 つまり、まだまだ新型コロナウイルスの影響が収まっていけないという認識で、今年についても延長されたというふうな思いです。ただ、去年は、納税猶予の特例措置を導入し、納税者の負担を緩和させる措置も同時に行われました。残念ながら、納税猶予の特例措置は今年二月一日をもって終了したわけですが、麻生大臣、なぜこれは延長しなかつたんですか。

○麻生国務大臣 国税の納税猶予につきましては、これは、既存の猶予制度というものに加え、無担保かつ延滞税なしで一年間納税を猶予するという特例が設けられた、御記憶のとおりです。ここが一番肝腎なところですから、この特例の終了後においても新型コロナウイルスの影響により納付困難な場合には、これは今ある既存の猶予制度というのを御利用いただければよろしいので、少なくとも、原則として一年間猶予することとか、分割して納税していただくということもできますし、また、適用される延滞税も令和三年分から年一・〇％に引き下げられております。御存じのとおりです。したがって、担保につき

す。

まして、担保提供が明らかに可能な場合を除いて不要ということになっておりますのも御存じのとおりだと思います。

○清水委員 いろいろ言われたんですけれども、それは既存の納税猶予制度を説明されただけであって、納税猶予の特例措置を延長しない理由ではありません。

特例措置では、担保の提供は不要です、延滞税が免除されます。そのほかに、新型コロナによる収入減少を口頭で説明するだけで構わないという柔軟な対応をしていたわけですね。コロナ禍の影響が今後も続く現状を考えれば、延長することは当然だというふうに考えます。この問題については、引き続きこの委員会でも取り上げていきたいと思っております。

次に、持続化給付金などの課税の問題について質問します。
コロナ禍で行われた事業者向け給付金の課税、非課税の考え方について、日本ではこれは課税とされるわけですが、欧米諸国では必ずしもこれと一致していません。配付資料の一枚目を御覧ください。これは国会図書館に調べていただいた資料なんです、ドイツやイギリスでは事業者向けの給付金は課税となっておりませんが、アメリカやフランスでは非課税となっております。

フランスで非課税措置が取られている理由について、これは、財務省、説明していただければいいかと。
○住澤政府参考人 お答え申し上げます。米国とフランスにおきまして、中小企業又は個人事業主等に対するローンの返済の免除でありますとか給付措置に係る収入が非課税とされている例があることは承知をいたしておりますけれども、それが非課税とされた背景、理由等につきま

して承知はいたしております。

一方、事業収入の補填でありますとか営業経費の補填に充てるような事業に関連する給付につきましても、基本的に、事業所得の収入として課税となるとい扱いをしておりますけれども、基本的に、そういった状況にある多くの事業者の方々、売上げの減少でありますとか各種の経費の支払いなどに追われているという状況にあると考えられますので、こういった給付金が事業収入に算入されてもお赤字となるというケースが多々ございますので、その場合、課税所得は生じないということになるわけでございます。

○清水委員 アメリカやフランスが非課税なのは知っているが、その理由や背景は分からないということですから、一度これは調べていただきたいと思っております。

とにか、各国の政策上の位置づけで対応が変わっているということだと思っておりますが、消費税についても確認したいと思っております。
持続化給付金などの公的給付金、助成金は、消費税の申告上、どのように取り扱われるのか。給付金は消費税のかかる課税売上げに含まれるのか、含まれないのか。これを端的にお答えいただけますか。

○鐘水政府参考人 お答えいたします。消費税法上、国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡それから役務の提供等に対して消費税を課すこととされております。
したがって、御指摘のような、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業者が国や地方公共団体から支給を受ける給付金については、一般的に、資産の譲渡あるいは役務の提供等を行うこととの反対給付として事業者が受け取るものではございませんので、消費税の課税対象とはなりません。

○清水委員 これは消費税の課税対象とならないという答弁がございました。
本日からはじめました二〇二〇年分の確定申告書では、各種給付金等は、所得税や法人税の申告書

の売上げには含まれるものの、消費税の申告書の売上金額には含まないということが今の答弁で明らかになったわけですが、私、今、手元にあるんですが、確定申告の説明書である令和二年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引、これには記載がありません。

また、国税庁作成の、国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ、FAQというのにはよくある質問という意味ですが、これにも消費税上の扱いについては記載されていないんですね。

唯一、経産省のFAQに少し書いていただけであります。このままだと、確定申告で間違っ消費税の課税売上げとして申告する人が出てくると思うんですね。実際、そのような問合せが私の事務所にも来ております。

○鐘水政府参考人 お答えいたします。御指摘の持続化給付金に係る消費税の取扱いにつきましても、同給付金を申請する事業者の方に周知する観点から、経産省のホームページにおいてお示ししているところでございます。

それから、事業者の方が国又は地方公共団体等から受ける、特定の政策目的の実現を図るための給付金等に係る消費税の取扱いにつきましては、資産の譲渡等の対価に該当しない。その旨、消費税法基本通達においても明らかにしてきたところでございます。

いずれにしても、ただいま御指摘もございましたので、現在確定申告の時期を迎えている個人事業者の方が戸惑うことなく円滑に申告していただけるよう、FAQを公表するなど、対応してまいりたいと思っております。

○清水委員 ホームページへの掲載など、広報による周知徹底を是非お願いしたいと思います。
確かにこれは受付は経産省ですけれども、経産省のホームページを見ますと、確定申告、詳しく

は国税庁のホームページを、こうなっているわけですから、是非その点改善をお願いしたいと思っております。

仮に、間違っ消費税の申告書に持続化給付金などを含んだ金額を売上げとして記入した場合、その分多くの消費税を納税することになるわけですね。その場合はどうしたらいいの。確定申告した後、余分に納税した消費税分は、これは返還していただけるのでしょうか。

○鐘水政府参考人 お答えいたします。まずは、事業者の方が日頃の経理や申告の実務を戸惑うことがないように行っていたらいいように、周知も含めて、丁寧な対応を行っていくということが重要と考えております。

その上で、売上金額を過大に計上するなど申告内容の間違いに気づいた場合には、法定申告期限前であれば申告書を再度提出していただく、それから、法定申告期限後であれば更正の請求を行っていただくといったことで、減額をお求めいただけます。

○清水委員 是非、確定申告の相談会などで事業者の方々に周知徹底していただいて、誤って余分に納税することがないように、しっかりと手だてを取っていただきたいと思っております。
持続化給付金自身に課税されるという問題については、引き続き本委員会でも取り上げていきたいと考えております。

次に、持続化給付金の支給の問題について質問したいと思います。
家賃支援給付金は既に給付されているという事業者が、持続化給付金の申請には不備があるとして追加資料の提出が求められ、それに対応できないといった相談が私の事務所に寄せられております。

今日は経産省から長坂副大臣にお越しいただいておりますが、長坂大臣はこのような事例があるということを知っていますか。知っているか知らないかだけ、まずお伺いしたいと思います。
○長坂副大臣 知っているか知っていないかとい

うこととございますけれども、家賃支援給付金は、一月の売上げが五〇%以上減少のほかに、三か月三〇%減少も対象としております。ですから、両制度では要件が異なっているわけでございまして、そのために、申請者が選択する売上げ減少の対象月や提出書類も異なる可能性がございます。

御指摘のような、家賃支援給付金が給付され、持続化給付金が給付されない事例はあり得ると認識しております。

○清水委員 確かに、持続化給付金と家賃支援給付金の制度の違いはそこなんでしょう。いわゆる家賃支援給付金の場合は、三か月連続で三〇%、前年度、売上げが減少していれば支給の対象になる。しかし、それ以外は同じなんです。

同じ目的、同じ条件でコロナ禍に苦しむ事業者を支援するための政策であるはずなのに、いわゆる前年度比五〇%減という条件に、一か月です、減という条件で家賃支援給付金が出て、事業者に対して持続化給付金が出ない。これは同じ条件の対象です。ですから、実施する事務局が違えば対象の基準が変わるということがあつてはならないというふうに思うんですね。

今、長坂副大臣の方から、三か月連続の三〇%の減少ということを除いては、これは対象基準は同じです。そういう点では、片方が支給されて片方が支給されないというダブルスタンダードがあつてはいけないというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○長坂副大臣 先ほど申し上げましたとおり、持続化給付金と家賃支援給付金は別々の制度でございまして、要件や提出書類は異なっております。

さらに、実際に給付金の申請を受けた際に、提出書類が異なる場合もあり得るため、御指摘のような事例、どちらかの給付金のみが対象となる事例はあり得ると考えております。

○清水委員 持続化給付金も家賃支援給付金も、新型コロナの影響を受けている事業者の事業継続を支援し、再起の糧となるよう事業全般に使える

給付金をするという趣旨、目的は同じだと思ふですね。

確かに、家賃と持続化給付金の方では、例えば家賃の方でいいますと、家賃の証明だとか、あるいは家主さんからの証明書類だとか、提出する書類は違うと思ひますよ。しかし、五〇%、前年度、減少していれば給付されるという持続化給付金と家賃支援給付金、対象基準が同じであれば、両方支給されて当然だと思ふんです。しかも、家賃支援給付金は支給されているのに持続化給付金が出ないというのは、書類の数からいっても、家賃支援給付金の方が多いわけですよ。

ですから、これは提出する書類の問題ではなくて、前年度比五〇%減少して給付金の対象となつており、家賃支援給付金が出たのに持続化給付金が出ないというのは、これは書類の問題ではなくて、基準が違うということじゃないですか。認定の基準が違うということじゃないですか。そこはいかがでしょうか。

○長坂副大臣 委員御承知のとおりであります。家賃支援給付金は、昨日の時点で、約百八万件の申請に対して、約九十八万件、約八千五百億円を給付しております。持続化給付金につきましても、約四百四十一万件の申請に対して、約四百二十一万件、約五・五兆円を給付しているところでございます。

今お話しのような案件、御指摘でございますが、個別の審査結果についてこの場でお答えすることは控えさせていただきますけれども、具体的問題となつていて申請者の氏名や番号等を御教授いただければ、審査に誤りがないかなど状況を確認の上、適切に対応したいと思ひます。

○清水委員 今の答弁は非常に大事でして、個別に丁寧にしていただきたいと思ふんですが、

一点だけ、個別の問題ではなくて、一般論でも結構ですので、長坂副大臣の認識を聞きたいと思ふんですが、家賃支援給付金と持続化給付金、これはもちろん提出書類等は異なることがあるわけですが、審査する基準については、これは認定基

準は同じだ、前年度に比べて五〇%減少している。一か月でも、ここが合致していれば基本的に認定基準は変わらない、決してダブルスタンダードで審査基準しているわけではないということだけは確認させていただけないでしょうか。

○奈須野政府参考人 ちよつと技術的な質問でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

家賃支援給付金は、売上げが前年同月比から五〇%減少するか、あるいは三か月連続で三〇%減少するという要件を満たせば、家賃支払い額の六か月分の何割かを支給するというところでございまして、

一方で、持続化給付金は、前年同月比から売上げが五〇%以上減少した場合に、それを十二倍して年収の差額を給付するというところでございまして、対象月の選択によつて、実は持続化給付金の場合は支給額が変わつてくるんですね。

ですから、申請者としては、より有利な対象月を持続化給付金で選択して対象月とすることができまして、そこが両者の制度の違いということとでございます。

○清水委員 その有利なはずの持続化給付金が出て家賃支援給付金が出てくるわけですよ、五〇%減ということで。だから、私は、これは二重基準ですかというふうに聞いていたわけ。

ですから、本来であれば、奈須野さんでもいいんですが、家賃支援給付金が正当に支給されているという事業者に対しては、持続化給付金に対しては支給するというふうにしていただけませんか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま長坂副大臣がお答え申し上げたとおり、具体的な事案で何が問題になつて、適切に対応することをちよつとしっかり確認して、適切に対応してまいりたいと思ひます。

○清水委員 何が問題になつてくるかについて質問したいと思ひます。現在、持続化給付金の申請で不備だとされる

ケースが多いのが追加資料の提出なんです。そのうち、対象月の請求書と振り込み記載がある通帳のコピーを求めるところがあるわけですが、これは何のために提出を求めているんでしょうか。長坂大臣、お願いします。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。持続化給付金の審査におきまして、二〇一九年度の確定申告書と二〇二〇年の売上台帳を確認しております。事業実態がないにもかかわらず虚偽の確定申告をして持続化給付金を不正受給したという犯罪も相当数出ていることから、事業実態をしつかりと確認する必要があると考えているわけです。

こうした観点から、申請者に提出いただきました証拠書類だけでは給付要件を満たしているかについての確認ができない一部の方に対しては、事業実態を確認するために追加の関係書類の提出を依頼しているところであります。具体的には、御指摘の二〇一九年中の対象月に発生した請求書の写し、それに伴う振り込み、支払いが分かる通帳の写しの組合せのほかに、二〇一八年度確定申告書の第一表、令和元年度分の市町村民税、特別区民税、都道府県民税申告書の写しの三種の書類のうち、申請者が提出可能な書類のいずれか一つの提出を依頼しているところであります。

○清水委員 請求書と通帳の提出というふうには指摘したわけですが、現金取引が主で、銀行口座を介した振り込みがなされていない商売というものはあるわけでありまして、例えば、お好み屋さんで営んでいる小さな飲み屋さんでは、お酒は近所の酒屋から仕入れて、食材はスーパーで購入し、当然お支払いも現金で、銀行振り込みは使われておりません。あと、神社のお祭りにお店を出す露天商の方、これは仕入れは全て現金で、露店の支払い、これはもう現金しかありません。で、嘆いておられます。そのような事業者の方は、請求書はあるんですが、通帳に振り込み記載

がございません。

お伺いしたいんですが、なぜ領収書では認められないのかということですね。経産省は、このような銀行振り込み以外の商売をそもそも事業者として認めないということなんですか。通帳の代わりに領収書では駄目なんですか。

○長坂副大臣 通常の審査において提出されている書類のみでは取引の実態を十分確認できなかった一部の方を対象にいたしまして、追加の関係書類の提出を依頼しております。その際には、客観的かつ公平に事業実態を確認するためには、請求書に加えて、そこに記載されている取引を裏づけるために、銀行が発行している信憑性のある書類として、振り込み、支払いが分かる通帳の写しを求めております。

なお、税務署による税務調査のための取引実態の確認と持続化給付金の審査における給付要件の確認を要する方に対する確認とは、その目的が異なるから手段についても異なるといふふうな考えでおります。

○清水委員 参議院の方でしたかね、財政金融委員会でも麻生財務大臣が、日本の由緒正しきフリーランスはテキ屋だといふふうに言われまして、これは給付金の対象とすべきだといふ発言をされて、実は多くの方が励まされたという声が私のところにも届いております。

つまり、出せない書類を出せ出せと言っていて、それができなければ、対象者であるにもかかわらずいつまでたっても支給されないという状況、これを改善するつもりがないのかということをお伺いしているわけです。

長坂副大臣は、いわゆる税務調査の目的と今回の給付金を支給するための書類については目的が違うため異なると言いましたけれども、配付資料の二枚目を御覧ください。

ここには、税務のルールでは帳簿等の保存義務が事業者が生じておりまして、資料にあるような帳簿や書類を管理しなければならぬとされていますが、そこには請求書とともに領収書や小切手控えなども当然含まれているわけなんです。

国税庁に確認します。いいですか、国税庁さんに確認します。税務調査で事業実態を調べる際に、銀行振り込み以外は取引として認めていないのか。領収書では偽造の疑いがあるため、例えば、取引の実態はなかったとの判断をするのか。この辺りはいかがですか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。一般論として申し上げることになりますが、国税当局が税務調査等を行う際における事業者の取引実態等の認定に当たりましては、必ずしも銀行振り込みの履歴などといった書類の有無のみによつて判断するわけではなく、領収書や帳簿書類を含め、これまでの取引慣行など、個々の取引における事実関係に基づきまして適切に判断していく、こういうことになりました。

○清水委員 今お聞きいただいたとおりです。ですから、個々の取引関係について、領収書等でもしっかりとその取引を確認して、そして、認定基準に達していれば持続化給付金を支給するということは当たり前じゃないですか。

大臣、領収書では駄目だということの説明、もう一度していただけますか、それとも支給していただけてますか。

○長坂副大臣 私どもといたしましては、税務調査の場合は、法律上の調査権限に基づき申告後に税務調査ができるわけですが、持続化給付金につきましては、給付後にそのような権限がないために、給付金の支給を判定する入口の段階でしっかりと審査をする必要があるという違いがございます。

領収書と店舗等で一般的に発行されるレシートは、明確な区別がありません。これをもって事業実態を把握することは困難であるために、領収書は認めておりません。

○清水委員 それは、コロナで苦しんでいる事業者に対して余りにもひどいですよ。経産省は、請求書と預金通帳の写しだけではなく、例えば、二〇一八年の確定申告書の写しでも構わないというふうにおっしゃっていただけますか。

れども、うちの事務所相談に来られる方は、そのような追加資料を求められても、確定申告するかどうか、所得税が発生するかしらないかの非常に小規模な事業者が多いわけですよ。

先ほども言いましたけれども、請求書と振り込み記載がある通帳などで事業実態が証明できれば構わないと。事務局は、今言いましたように、確定申告書、持続化給付金の、売上げ比、売上げ比較、対象年ですね、前年の確定申告書の提出を求めています。しかし、そういう事業者は二〇一八年も売上げが少ないために確定申告をしていない人が大半なんです。

つまり、二〇一八年分の確定申告書も提出できずにいる。そして、現金商売をやっているために請求書や銀行振り込みの写しもない。だから、再三再四、コロナで営業で売上げが落ち込んで、五〇%以上落ち込んで苦しんでいるにもかかわらず、おままだに支給されたいということでも苦しんでおられるわけです。

もう一度、国税庁に確認します。所得税が発生するだけの所得がない場合でも、確定申告をしなればなりませんか。

○清水委員 今答弁があつたとおりですよ。長坂副大臣、最後はやはり政治的な、私、決断という判断を求められていると思うんですね。

確定申告する義務がない、必要がないという小規模な事業者、所得税が発生するかしらないかのような事業者、確定申告をしなくても構わないと今答弁がありました。そして、現金商売中心で、領収書はあるが、請求書や銀行振り込み通帳の写しは、資料として出したいけれども、手元がない、こういう事業者が、去年から始まっていてる新型コロナの不況の下で、いまだに持続化給付金がもらえずに苦しんでいるんです。

こういう事業者をしゃくし定規にシャットアウトして潰すのではなく、歯を食いしばって頑張っているこれらの事業者に対して、何らかの対応を、最後まで、支給できるように努力するというのが今政治に求められているんじゃないですか。

○長坂副大臣 大変苦しんでいらっしゃる方を救っていく、そして下支えしていくというのは我々の思いでございますが、しかし、その事業実態というのを確認するために、一部の方には追加で関係書類の提出を御依頼をしているわけでありまして。

そして、今お話しのような、短くさせていただきますが、確定申告書が出せないという方は、例えば、住民税の申告書の提出も認められております。所得税が発生するだけの所得がない場合であっても、住民税の申告書を提出していただければいいかと考えております。

○清水委員 時間が来ましたけれども、いざにしても、持続化給付金、家賃支援給付金、まだ未支給の方々がおります。

引き続き政府に対処を求めて、私の質問を終わります。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。山雅幸でございます。

本日も貴重な質問の機会、ありがとうございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

令和二年度第一次、二次、三次補正予算の歳入は、予算の剰余金と、金地金の売却、これは五千億円もあつたようですね、あと、地方公共団体からの公共事業費負担金二千二百八億円などを除いて、御承知のとおり、全額赤字国債で賄われているわけです。これに令和三年度予算、これも相当程度の割合が国債で賄われているわけですけれども、合わせると、令和二年度は、本予算通して国債の発行額は百二十二兆円という大変な規模に上るわけです。これは、年度の本予算丸々を国債で賄ったよりまだ多いという超異例な事態だと思っております。結局、実質の増加も九十八兆